

## **一般名称での処方箋発行について**

**当院は、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しており、薬剤の成分を基にした一般名称(商品名ではなく有効成分の名称)での処方を行っております。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなる利点がございます。**

**厚生労働省の意向で、令和6年10月より長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)の処方において特段の医療上の必要性が認められない場合に、薬剤費用の一部が自費負担となる制度が開始されます。患者様の医療費負担軽減のため後発医薬品の利用をご検討下さい。**